

第6回和光市男女共同参画推進審議会

日時：平成18年1月31日（火）

午前10時00分～正午

場所：市役所議会棟全員協議室

出席者

諸橋会長、細尾副会長、渡井委員、塚田委員、星野委員、木戸委員、柴田委員

五十嵐委員、根岸委員、芳川委員

欠席者

小林委員、木下委員

開会

事務局

あいさつ

昨年の12月20日に阿南委員が辞任、後任に五十嵐委員を選任。

委嘱状交付

五十嵐委員

あいさつ

1. パブリックコメントの結果報告

事務局

資料確認

資料説明

諸橋会長

意見等あるか。

渡井委員

幼稚園のことだが、「チラシの配布やポスター掲示等による保育園や幼稚園への男女平等教育の普及」で、チラシとかポスターなど使って普及するということだが、その上にある「日常における男女平等の視点に基づいた教育の推進」は、幼稚園は含まれないと解釈していいのか。

事務局

現在、庁内連絡会議の各課の委員と検討を進めており、幼稚園については、日常的な指導まで市が介入できるような立場ではない。男女共同参画に関する研修、フォーラム、和光市の条例のパンフレットを作るような啓発物ができた際に幼稚園に情報提供を行いそこから広めていく形である。

諸橋会長

公立ではないからやりづらいとか、そういうことではなく。

事務局 日常の指導的な部分に市が介入することは、現在では難しい。男女平等参画に関する視点で認識をして捉えてもらうための情報提供を、今回の施策としてやっていきたい。

諸橋会長 幼稚園の先生や経営者にもセミナーなどのお知らせをして積極的に出てもらう等あってもいいかもしれない。

事務局 事業者に対する研修も今後検討していく必要があるので、その中で幼稚園にも声掛けをして来てもらうことは考えている。

諸橋会長 他にはどうか。
このパブリックコメントは1つ1つ答えていくのか、それとも包括的に回答するのか。

事務局 コメントに対して市の考え方を取りまとめる方向で考えている。できればこのコメントを捉えた上で、素案に対する意見をもらいたい。

諸橋会長 では事務局としては、この29件に対しては概括的に答えるのか。

事務局 まだ固まってはいるが、今後、庁内連絡会議と連携し、このことについて市の考え方を取りまとめていくという形になると思われる。

渡井委員 パブリックコメントの25番に「プラン p17における子育て支援の促進があげられているが、子育ては学齢期になると終わるものではない。18歳までの子育て支援はどのセクションが、どのように実施するのか」と書かれているが、少子化等の問題もあり、また出産から学齢期までが一番大変なので、今、子育て支援は全国的に手厚い支援がなされていると思う。18歳までの子どもたちに対しては手薄だと思うが、この意見についてはどう考えているのか。

事務局 子ども福祉課、生涯学習課がそれぞれの年齢に合わせて取り組みを行っている。内容は調整しており、今度の庁内連絡会議の中で確定させたい。

諸橋会長 青少年というと男性を指すような感じがするが、18~20歳までの若い人たちの諸支援、あるいは彼女ら・彼らに対する男女平等の視点の育成は大事だと思う。意外に若い世代に対する施策が、どこの自治体でも手薄である。例えばリプロダクティブ・アドバイスとか、性の問題についても重要な世代である。あと思春期性教育はどこかに入っていたか。

細尾副会長 入っている。今のことと絡めて20番について、事務局の見解はどうか。

事務局 今の考え方は、先ほどの要点以外はある程度固まっているわけではないので確定ではないが、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの部分について

は、将来を通じた健康支援の部分、思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実、女性相談を活用する、広報誌による性感染症についての情報提供で対応していきたい。また、学校の部分でも性教育については指導要領があり、各学校で対応している。

細尾副会長 市政情報課では、性感染症の情報提供について、何を媒体に広報しているかと考えているのか。

事務局 広報誌を発行して取りまとめるのが市政情報課で、取りまとめをしている課が文章の校正を行っている。性感染症についても例えば『性感染症の何々だより』と連続して載せる場合、市政情報課と検討しながらやっていくので、理解を得るために、担当課として市政情報課を入れている。

細尾副会長 新規となっているが、これは今までやっていない所を新たに加えるということだが、具体的なものが見えない。学校を通じてやるわけではないとなると、これは誰を対象にするのか。

事務局 一般市民が対象である。和光市の中で広報誌に性感染症について載せることで、ご両親もお子様も見られると思うので、広報誌の中で情報を提供していくという1つの施策である。

諸橋会長 他にはどうか。

柴田委員 学校側から発言させていただきたい。パブリックコメントの20番、21番、22番に学校側に関することが書いてあり、私も正直に言ってちょっと戸惑っている。特に性教育ということで一括りにされているが、ここで考える性教育という意味合いと学校で捉えている性教育とは、どうもズレがあるような気がしている。性教育を実施することによって、男女平等教育ということになってしまうのか。つまり、学校では性教育は男女平等のためにやっているわけではない。その捉え方が問題である。実はこれが小学校の学習指導要領解説編だが、この中で性教育に関しては体育科の中の保健指導という扱いになっている。これは平成元年に改訂され、さらに平成11年に改訂され、これが一番新しいものですが、性教育というのは保健領域の中で扱っているが、ちょっと形が変わった。どういうことかと言うと、今までは特に病気の予防の中での保健指導ということで、「体育に関する指導」という文言であったが、今度は「体育・健康に関する指導」ということで、体育に関することに健康が入ってきて、その健康の中に飲酒、喫煙、エイズ、今言っている性教育的なものが入っている。その根底にあるものは何かと言うと、これは自分と他の人では発育や発達に違いがあると。そういう性差による違いを肯定的に受けとめて、自分を大切にす気持を育てるという観点でクローズアップされてきた。自分を大切にすること、それが結局は性による差を考えて、それぞれの性差があることを正しく認識し、そしてお互いを尊重すると。それがやがては男女平等教育と

いうことに大きくは繋がっていくということではある。

では、学校ではエイズなどについてどういう扱いをしているかと言うと、例えば性教育に関するところは3年生から始まる。3、4年生と5、6年生という一区切りで行う。本校では学研という出版社のものを採用して使っている。小学校の3、4年生では「すくすく育て、私の身体」という所で、栄養とか睡眠とかそういう所から入り、そして「大人に近づく男女の身体」では、男女の裸体という形で性差があり、体に変化が起こってくる。そしてそういう変化に気づいた時にはどうするの、どういう気持ちになるのかということ。それから体の中で成長が始まっているということで、いわゆる卵子・卵巣・子宮、それから子宮の粘膜とか初経・月経、精子・射精・精通ということ。それで初経、精通を経験した人ということでグラフが出ていますが、かなり具体的である。そして新しい命としては、お母さんのお腹から赤ちゃんが産まれるということ。そして気になる男の子、女の子ということで、異性に対する芽生え。こういったことが主に3、4年生で扱う内容。

これが6年生になると、やはり健康に関することなので、心と身体は一体化しているということから、「心と体のつながり」ということで、心もかなりクローズアップされてくる。不安や悩みを抱えた時にはどうするのか、そういう時の経験・体験、思春期は誰でもなるという心のカウンセラー的なもの、そういうことも載せている。それからさっき言った「病気の予防」ということの中にいろいろな病気が入っており、抵抗力って何だろうというちょっと科学的な観点、アレルギー・ダイオキシン・熱中症・ガン細胞も入ってくる。それから「病原体と病気」では、食中毒・インフルエンザ、それからエイズ。ここでエイズが出てくる。ただし、このエイズの扱いについては、皆さんが考えている性教育ではなく、特にエイズの場合は性交渉によって起こることは一切扱われていない。HIVは感染している人の血液が傷口から入ることであつる。HIVは空気や食べ物からうつることはありませんということで、性的な接触によるということがどこにもなく、小学校では教えない。それから赤ちゃんも、どうやったら赤ちゃんが産まれるのかということも一切ない。ただ、お母さんのお腹で大事な命が育まれるという視点である。

ところが今それが非常に問題になっており、東京都でもそれについてだいぶ論議があった。保護者の中には学校でこの扱いについて非常に踏み込んだところまで、いわゆる性交渉的なところまで教えてもらいたいという意見もある。また、学校の中には「赤ちゃんはこうやって出来るんですよ」ぐらいの所まで、踏み込んで指導をしている所もあると聞いている。しかしそれには賛否両論があり、何もそこまで子どもたちに教える必要があるのかと、そういう声も非常に大きく、これについては両方の意見がある。また、学校現場でも非常に戸惑いがあり、学校によっても保護者の反応がかなり違う。ちなみに本校では、保護者の授業参観の時にぶつけ、子どもと保護者が一緒になってその授業を受け、それについて学ぶという機会を設けている。そうすると親からは特に反対意見は出てこない。今、埼玉県でもその扱いについて、どこまで踏み込んでいいのか、学校現場も非常に

戸惑っているし、保護者もいろいろな意見がある。たまたま2月にそのことに関する研修会が県のほうであり、本校もそれに参加するが、そこである程度は県の方針や考え方も出てくるのではないか。

そういうことで基本的には性教育と一言で言っても、学校現場としては子どもの健全な心と体を密接にしたうえで、自分を大切に尊重の精神をきちんと植えつけていくことに主眼があることを伝えておく。

細尾副会長　　今の説明だと、和光市の小学校では各担任によって多少変わるということで、踏み込む先生もいるし、そうでない先生もいると聞いているが。

柴田委員　　他の学校全部を聞いたわけではないが、これに直接関わっている養護教諭に聞いたところ、やはり学校によってその程度の問題は違う。しかしながら、昔は私もかなり突っ込んだところまでの授業を見たことがあるが、最近はあまり具体的などころまでは、いろいろ問題があるということを知っているから、そこまでは踏み込めないように見受けられる。ただ、学校によって温度差があることはある。

中学校は、エイズと同時に、薬物乱用が非常に大きな課題になっている。中学校でも1～3年まで保健の授業の中では実施している。ただ、具体的にそういうところまで踏み込んでいるとは私には思えなかった。ただ、薬物乱用や飲酒、喫煙ということには、中学校ではかなり力を入れて感染予防に努めているということは聞いている。ちなみに、小学校でも薬物についてはやっている。

細尾副会長　　今の薬物乱用も問題だが、小さい子たちへの性暴力が現在でも多発している。教育現場としては、どう考えているのか。

柴田委員　　具体的に意味が分からない。

細尾副会長　　小さい子たちが犯罪の対象になっている。そういうことを小さい子たちに教えない。

柴田委員　　具体的な場面で教えるとしたら「女の子は...」という言い方にする。

細尾副会長　　男の子だって対象になる。

柴田委員　　女の子も男の子もそうだが、例えば水泳指導で下着を着替える、着替える場面で教室を変える等、「着替える時に、そういうものは見せるものじゃありません」という程度。小学校では「大切にするものです」という指導である。

あとは保健指導の中で「それぞれを大事にしてね」「毎日、身体をきれいにするんですよ」「そういう所は人に見せるものじゃなくて、いつも清潔に保つんですよ」という指導である。

- 細尾副会長 暴力の対象や、防犯の視点から子どもたちには教えないのか。清潔等、衛生問題になってしまうのか。
- 柴田委員 先ほど言ったように身体を守るという考え方。今言われたのは、女の子とか男の子が性暴力の対象になるということを、露骨に教えるかどうかということか。
- 細尾副会長 そうということになる。
- 柴田委員 「もしそういうことがあったとしても絶対に知らせてほしくない」という親御さんが多い。触られた、自分の子が被害に遭いそうになった等、それだけでも公表してもらいたくないという親御さんが多い。だから非常に難しく、もし学校でそこまで教えたら大変な問題になってしまうと思う。
- 芳川委員 先ほど心と身体の病気予防の話があり、身体のことはいろいろと出たが、心の病気の予防については何かあるか。
- 柴田委員 心は個人的な指導になる。そういうことは全体として「何かあったら相談しましょう」「明るくいきましょ」といった大きな観点しか話はできない。心の問題が起きた場合には、「教育相談」といって相談員やカウンセラーが学校にいる。また、担任もよく見ているので、個別指導になる。
- 芳川委員 よく新聞沙汰になるような事件があるが、相談員が足りないという意味で解釈していいのか。
- 柴田委員 そうということではない。自分の学校のことしか言えないが、新聞に出てくるような凶悪な子どもたちはいない。今の子どもたちは、今まで私たちが経験している子どもたちの範疇を超えている考え方、態度・行動をとることは間違いない。今の新しい子どもたちが、新人類に当てはまるかわからないが、子どもたちが変わっていることは間違いない。1つ1つの事例について、「こういうふうにやればいい」という物差しはもう適用できない。常にその1つ1つのケースに向かって試行錯誤し、その子を導いていく、指導していく、そういうことしか今はできない。つまり、先生方もいろいろなことについて勉強し、心理学や専門的な事柄を学ぶ必要がある。
- 芳川委員 道徳は壮大な予防教育だと思う。それが何となくどこかに霞んでしまい、訳の分からない学校になって、もやっと消えているようなことになっていないか。
- 柴田委員 今回の話とは離れるかもしれないが、道徳教育などで行われているものはいろいろな項目がある。そういうものを子どもたちに染み込ませることを育成する時に、それがなかなかできない。例えば私の例で言うと、自分が教諭をやっていた時に、20年、30年前なら染み込んだはずのこと、素直

に「はい」と受けとめて実行したり、自分が実践しようと前向きに考えてくれたことが今の子どもの中には「それは、それ」「これは、これ」、つまり裏と表。先生の言うことは分かっている、でも自分はやらない、そういうふうな考え方である。

芳川委員 道徳というとページが1枚立つような感じになるが、実際はこれが男女平等参画であり、道徳の1つだと思う。

柴田委員 学校教育の中には男女平等教育の推進という平等の意識は、至る所にある。性教育だけではなく、今の道徳や学級、各教科、生活全体の中でも言われている。どれを取り出しても取り出しきれない。

根岸委員 学習指導要領は10年ごとに検討されて改訂されるが、平成11年の改訂で、学校における性教育で時間数や内容が明記されたのは初めてである。今までは本当に曖昧さがあった。今言われた道徳からも「生命の尊重」という1つの大きな項目があり、その中で事例を挙げながら、書物を読み取らせたり、いろいろな手段や方法を用いて徹底を図っていく。また、中学校では「保育」という項目で、より具体的に自分を知ろうという所から入る。私もその授業を見たが、ビデオを使いながら出産場面を通して子どもたちが学ぶところくらいまで保育で取り扱っていた。今度新たにしっかりと内容とか方向性が示されたので、一方に偏りすぎた性教育ではなく、均衡の取れた授業が展開されていくのではないか。今は本当に情報過多で性に関わる情報が溢れている。男女共同参画わこうプランの9ページ、「メディア・リテラシーの育成」に示されているが、男女共同参画で取り上げているということは大変良いことである。「教育機関と連携しながら、メディアを読み解く力の育成に取り組みます」と。では具体的にはどうかと聞きたいが、施策の内容に盛られたことは非常に良いことだと思った。

諸橋会長 パブリックコメントについて他に何かあるか。せっかくいただいた貴重な意見なので、委員にまた吟味してもらい、意見はまた後ほどいただきたい。

各委員 了承

2. 素案について

諸橋会長 それでは議題の2番に移りたい。素案について、別紙2と参考の2・3を見ながら意見等をいただきたい。この素案について、事務局から説明があるか。

事務局 参考の2・3を中心に、主に訂正となった部分について説明させていただきたい。

資料説明

諸橋会長 修正した部分は、この素案の中にもう反映されているのか。

事務局 はい。

諸橋会長 では参考 2・3 を見ながら、また審議会等が出た意見も反映している。また、素案のレイアウトや項目についての意見もいただきたい。

素案の左ページが指標や施策が並んでいる。「区分」が右端にあり、「拡充」「新規」「継続」とあるが、これは「区分」という名称でいいのか。

事務局 今回の素案では「区分」で出しているが、意見があればいただきたい。

諸橋会長 「拡充」「新規」「継続」の用語の説明、凡例がない。

それから「無修正」とある参考の 2・3 は、ものによっては「もうこのままでいい」というのと、「まだ検討中」という両方が入っている。

根岸委員 9 ページ、 の「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及」の施策の内容は、少し過激かと。上から 4 段目の「性別による差別」これはいいが、「性の商品化を許さない」の「性の商品化」という言葉が引っかかる。性の商品化は、いわゆる売買春のことか。

事務局 そうである。

根岸委員 今度新しく改訂された国の男女共同参画計画では、「性の商品化」という言葉ではなかった。この厚いほうの資料 78 ページの(4)の 1 番目に「売買春は性を商品化し、金銭等により売買するものであって、人間の尊厳を傷つける…」と書いてあり、そして下から 4 段目に「売買春の根絶に向けて、国際的動向に配慮しつつ…」となっている。はっきりと「性の商品化」という言葉は入っていないので引っかかる。国のものを参考にしながら「性別による差別等…」というように「等」をいれて、「根絶に向けて意識啓発を進めます」「売買春等を許さない意識啓発を進めます」というような表現のほうがいいのではないか。

諸橋会長 これに関して、意見はあるか。

細尾副会長 現状と課題を読むと、下から 4 行目「他にもポスターなどで、内容と関係なく、人目を引くために水着の女性を掲載するなど…」と説明があり、ここに「性の商品化」と書いてあると、「性の商品化 = 売買春」と受け取ってしまう方が多いとも思う。ここに書いてあるのは、売買春のことだけを捉えているわけではない。

でも受け取る側は、そういうふうを受け取ってしまうということもあるのかなと、今の意見を聞いて思った。表現を変えたほうがいいのではないか。

事務局 用語の解説がついているので、そこで改めて説明するか、その言葉自体が分かりにくいのであれば、考え直すということになる。ただ、一般的に「性の商品化」は、男女共同参画をやっている方は分かりやすいかと思うが、プラン自体を市民が分かるような形で作らなければいけない。

諸橋会長 と で微妙に違って、 は売買春的なもので広めの意味、 はそれこそ女性を物として見るような、そういう扱いということ。いずれにしても広めの概念でもあるので、どこか下の欄で定義する。むしろ右側の「現状と課題」には売買春の話がないので、それを入れてもらうほうがいい。DVやセクハラ、レイプ、売買春の暴力の問題を入れながら「それは人権侵害だぞ」ということを、左側に入れたほうがいい。

根岸委員 10 ページ、「現状と課題」上から 5 行目に「7 割ちかく」という表現があるが、あとはみんなパーセントで出ている。それから表もパーセントで表されている。ここだけ「7 割ちかく」と表現しているので統一したほうがいいと思う。そうすると前後が理解でき、数字上しっかりと掴むことができる。

諸橋会長 他ページも全部パーセントで書いてあるのにここだけ「7 割ちかく」というざっくりした表現なので、これはパーセントに直したほうがいいと思う。他にあるか。

事務局 このパーセントと割合というのは、なるべく統一できるような形にしたい。

渡井委員 パブリックコメント 26、素案 19 ページ、 の施策の内容は取り方によっては「男性」と受け取る人もいるし、「男女」と受け取る人もいると思う。パブリックコメントで指摘があるように、やはり最初に主語として「男性の育児……」と書いてあるので、取り方によっては男性だけと受け取ってしまう。

諸橋会長 主語が男性で、途中から「再雇用制度の導入…」となり多少女性のこのような感じなので、途中で 1 回切る。ただ、再雇用制度の導入も、最近では女性だけじゃない。ニュアンスとして男性も女性も取ってくださいということ。 は「育児・介護休業等の法律・制度の周知・取得の促進」ということでいいが、施策の内容が「男女共に」という意味で、もちろん男性にも取ってもらいたいというポジティブアクションだが、主語が入り混じたので、直してもらおう。

先ほど事務局から説明があったように、参考 2 の 25・26 で、市の職員の男女別データや管理職のデータについては検討中ということだったが、どうしてデータを出して載せるということにならないのか。

事務局 今、職員課のほうと打ち合わせをしている段階である。

塚田委員 素案の 20、21 ページで、特に 21 ページの『性感染症の予防法について知っている人の割合』で、性の問題と 高齢期における健康支援ということが一括りになっている。私も十分年をとってまいりまして、あちこち身体が痛くなっているという中で、予防医学という観点と感染症の性の問題ということだが、老人の性の問題はまた別の問題としてあると思う。健康と 21 ページの指標は、違うのではないか。大きく枠を分けて考えて、項目として分けて捉えてはどうか。

諸橋会長 今回の指摘は をもうちょっと、 はこれでいいということか。

塚田委員 は とは別の問題だと思う。「高齢期における健康支援」が、1 つの大きな項目として出てきていいのではないか。

諸橋会長 を網羅する指標として性感染症の 75% とは違う指標があったほうがいいと。確かに指標と とはズレがあると思う。

塚田委員 (3) 生涯を通じた健康支援の中に、性感染症という指標が入るのがおかしいと思う。施策の と は、別の所に入ってくるのではないか。

諸橋会長 これは確か最初のほうで「リプロはどこに入れるか」ということで、少し動かしたという経緯があり、それでここに持ってきた。

塚田委員 性感染症や性の問題は、1 つ別の項目として取り上げてもいいのではないかと思う。

諸橋会長 まだ組み替えは間に合うが、置き場所はこのあたりしかないだろうと思う。

塚田委員 先ほど先生が言われた性の問題、教育の問題、薬物の問題、といったものを 1 つの柱として立ち上げてもいいのではないか。生涯を通じた健康支援であれば、予防医学という観点から身体を鍛える、健康な身体を作ることによって病気や老化を防ぐといったことが入ってきてもいいのではないか。

諸橋会長 そのとおりだとは思う。7 ページの体系図は変えてもいいのか。
つまり、2 の (3) 「生涯を通じた健康支援」は とあるが、例えば は独立させ、2 の (4) として「性と生殖に関する健康支援」とする。それで「生涯を通じた健康支援」には と を置き、 は (4) として立ててもいいくらいの項目ではあるかもしれないので、そうするとスッキリするかもしれない。ただ「性と生殖」は確か生涯の問題ということで、ここに置いてある。

細尾副会長 私は健康を職業としているのでとても難しいと思っているが、「生涯を通

じた健康支援」の下に とあるが、心と身体も健康という1つのジャンルとしてあり、「性と生殖」は女性だけではなく男性も含まれるので、ここも健康を阻害するものがある。そして高齢期には高齢期独特のものが心と身体に起こるので、こう分けているのだと思う。

諸橋会長 指標が性感染症という特化した指標なので、 にしか通用しない話で、
の話にはすぐには繋がらない。 の置き場所についてはどうか。

根岸委員 確かに基本方針を読み取ると、 は「男女の人権を尊重する意識の浸透」
の中に入ると思う。そして をもっと膨らませて「生涯を通じた健康支援」
の中で取り扱うといいと思う。

諸橋会長 確かに入っていた。ただ意識ではなくて実際に支援策というので…。

根岸委員 項目を新たに設けるということになり、ここに入れた記憶がある。

塚田委員 そういう経緯があってここに入れたのであれば、私が突然出てきてこんなことを言う筋合いではないが、少し違和感がある。

諸橋会長 は(4)で独立してもいいぐらいのことだと思う。そうすると指標はこれ
を使える。

塚田委員 今、会長が言われたように を完全に独立させてもう少し膨らませ、こ
こを(4)とするのかどうか分からないが検討してもらいたい。

諸橋会長 事務局で組み替えてみてもらいたい。
受診率や HIV の問題等いろいろなものが入っているので、 は独立させる
ことも考えて、大きく扱ってもらってもいいかもしれない。

塚田委員 (3)「生涯を通じた健康支援」の中に、医療だけではなく、健康に対する
予防的なものを入れたほうがいいのではないか。実は、最近はやっているが太極拳をやったりしてなるべく転ばないようにと考えたりしている。体育館もできるし、施策の中でそういうことも支援してもらいたい。街中で3mmか5mmの段差でも、足を突っかけるようなことが出てきているので、むしろ の中ではそういうことに対する配慮もしていただきたいと思う。

細尾副会長 今の話はパブリックコメントの意見30番と重なると思うが、事務局では
基本目標の2-(3)の中で進めるので、無修正という答えが出ている。

塚田委員 実際問題として、健康まつりのように1~2日ではなく、恒常的に常に身体を動かすということを考えておかないと、その日に啓蒙活動をしたところで...という気がする。

諸橋会長 (3) - は検討してもらおう。指標は に相応しい指標だと思うので、組み替えてもらってもいいかもしれない。

素案はこのような 30 ページほどのイメージになるのか。これと答申書は違うのか。

事務局 答申については、これまでの意見がここに集約されているので、それに今日の意見を反映したものを素案とする。それを答申書の通知と共に会長・副会長から市長に提出していただく。

諸橋会長 答申書は、何かを書くのか。

事務局 答申の内容がこちらにあるので、これまでの経緯等を書き、いただいた意見をまとめたものを併せて答申する。

諸橋会長 では最終的に一番大事なものは、やはりこれということ。
最終的なタイトルは「男女共同参画わこうプラン」なのか。

事務局 まだそれについては意見をいただいていない。
見直しなので、「男女共同参画わこうプラン」は変わらないと思うが、例えば「新～」と付ける等意見があればお伺いしたい。

諸橋会長 私たち審議会の役目として「この見直しをしてください」と言われていて、それに対して「私たちはこれだけ見直しましたよ」というものを出すので、答申書の鏡には「こういう委嘱を受け、私たちはこれを答申します」と。でもこれ自体のどこかに、委嘱を受けて見直したということを入れるのか。

事務局 資料として、審議会の委員名簿と審議過程を入れられたらと考えている。

諸橋会長 これはゆくゆくは冊子にして、一人歩きしていくのか。

事務局 わこうプランと同じ様に来年度計画が出来た段階で印刷をする。

諸橋会長 そうなるとなおさら「改訂版」「見直し版」というタイトルにしておかないといけない。それから「なぜ見直しなのか」ということも頭には必要である。5 ページに経緯があるが、「新たに見直した『男女共同参画わこうプラン』に基づいて、市民、事業者と連携をしながら、「男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組みを進めます」と書いてあるのでそのための資料だと明記されてもいいのではないか。

計画書のイメージはこんなところでいいか。レイアウトや「これは指標が違うんじゃないか」等の指摘はあるか。目標値は、前回出たように「高めに設定しましょう、値を出さない目標はないから」ということで修正してもらったがこの数値でいいか。

例えば 25 ページの「地域参加の男性の割合」で、これはパブリックコメントにもあったが、現状では 5 割くらいだが、6 割という根拠がよく分からない。5 割は立派だという考え方もあるし、やはり 100%という考え方もある。「家庭内における自治会等の地域活動の役割」で、女性が担っているというのが 4 割である。

細尾副会長 女性のほうが多い。

諸橋会長 女性に聞くと「主に私がやっている」が 37.8%、男性に聞いたら「配偶者がやっている」が 29.5%。現状値の 50.6%はどこから出て来たのか。

事務局 地域活動に「参加していない」と無回答の値を 100%から引いた数が 50.6%で、その人たちが何らかの活動に参加しているという数値である。

諸橋会長 この 50.6%の数字の出所は、24 ページの左のデータとは違う。どれか 1 つでも参加している人の割合が 50.6%で、左から導いた数字ではない。では、女性はどれくらいなのか。

事務局 64.2%である。

諸橋会長 女性の 6 割はどれか 1 つには参加している。女の人並みにということであれば、この 60%というのも悪い目標ではない。女性で地域活動をしている人が 6 割だから、せめてこれ並にということであれば、指標の所に説明が必要である。

指標について他にがあるか。

渡井委員 「生涯を通じた健康支援」の「性と生殖に関する健康支援」を別項目で設けるとすれば、指標はこれでいいのではないか。もう 1 つ設けるとすると、「高齢期における健康支援」を含めた指標が必要になる。

諸橋会長 と を統括する指標が別にほしい。予防や健康に関して何かやっているとか、男女別のデータ等があるか。もし の「性と生殖」を独立させるのであれば指標は「性感染症」でいいと思うが、残った と の指標が何か必要だと思う。

事務局 先ほど塚田委員から、高齢者の健康支援についてありましたが、長寿あんしんプランという形で、健康に対する計画は別にある。市としては男女共同参画とは違った意味で、長寿あんしんプランという計画があるということ、参考までに付け加える。

塚田委員 そうすると、この男女共同参画わこうプランの中で「生涯を通じた健康支援」の意味合いが違ってくるのではないか。「生涯を通じた健康支援」がなぜ男女共同参画の項目になるのか。

細尾副会長 ここは分かりにくいので、もう少し絞り込んだほうが良いと思う。ジェンダーの視点で高齢者の健康を見ていくと、それはそれで問題がある。

塚田委員 だから「高齢者の生涯を通じた健康支援」ということで高齢者の問題を取り上げるのであれば、今言われた通りである。これを男女共同参画プランの中に取り入れようとする、ちょっと違うのではないか。

細尾副会長 だから今言ったように「ジェンダーの視点で」というふうにすれば…。

諸橋会長 それを前面に出す。確かに長寿あんしんプランがあるので、なぜジェンダーの視点かということ。当然、高齢者の女性が多くなるので、そのことを前面に出す、介護の問題になると当然ジェンダーの問題もある。

細尾副会長 わりと男性は女性に面倒をみてもらいたいと考えている人たちが多く、これは臨床で出ている現実的な問題だが、男性は自分の身体のことに関して意識が低いと思う。保健センターでも年間を通じて健康の講座を開くが、女性ばかりが出てきてしまうので、別に男性枠を設けていると聞く。昨年か一昨年だか私はその資料をもらったが、そのようなことがここに入ってくると、ここで扱うのに少し相応しくなると思う。

諸橋会長 女性の高齢者が多くなることと、男性は看てもらう一方のつもりでいるということも含めて、これから数年後には団塊の世代も定年を迎えるので大事な施策になると思う。
他にはどうか。

細尾副会長 18 ページの関連データについて、94.1%が働きたいということは、30 歳代のデータの数値として出しているので、「30 歳代では」と入れたほうが分かりやすいか。
30 歳代女性はたぶん子育て中の女性たちだと思うが、潜在的に働きたいと思っている人がこんなにいるんだということが分かって良いデータになると思うので、ちゃんと「30 歳代」と入れたほうが良いと思う。

諸橋会長 そのほうが親切だと思う。
今、議題の 2・3 が混ざっているが、この素案が新たなタイトルの下に「見直し」・「第 2 次プラン」という名前になって、こういう形で答申されるということだと思う。

柴田委員 12 ページの「男女平等教育の推進」の関連データの所で、男女混合名簿の使用状況が「小学校 8 校、中学校 2 校で実施」とあり、内容の下に呼名の実施状況があり、「小学校 8 校、中学校 3 校で実施」となっている。今、実施していない中学校が 1 校あるが、校長に聞いたところ、例えば卒業式や入学式だと、入学式は混合、卒業式は混合ではないそうである。こま

で書かれてしまうと、保護者がこれを見た時に「違うじゃないの」ということになるのはよくない。パブリックコメントの中の22番に混合名簿についての質問があったが、これはどう答えたのか。

事務局 内容については今、学校教育課と調整している。パブリックコメントについても、現在、学校教育課と話をしているところである。

柴田委員 些細なことだが、行き違いがあると困る。また、この質問は「なぜ未実施なのか」と理由を聞いている。このことについてもいろいろな論議がなされてきたが、学校現場は必ずしも男女混合＝男女平等ということではなく、便宜的に使っていることもある。例えば学校現場の中で、身体測定の際に混合名簿を使うと記入する用紙が非常に煩雑になるという事務的な効率の問題もある。それを使ったからといって、男女平等に関して意識がないということには繋がらない。混合名簿＝男女平等という、短絡的ではないいろいろな要素が学校現場の中には含まれているということも理解いただきたい。こういった細かいデータについてはわりと敏感なので、1校の問題だが今は検討中と言っている学校であるし、しかも入学式や卒業式でも言ったり言わなかったりするような現状でまだ過渡期になるので、それを伝えておきたい。

事務局 確かに1校だけが目立ち、パブリックコメントでも意見があったので、その点は注意しながら学校教育課と調整を取りたい。

諸橋会長 他にはどうか。混合名簿についても、解説があるといいかもしれない。見開きでコンパクトになって分かりやすく出来ていると思うが、もちろんこれは政策の事業全部ではないし、主な取り組みということで一覧にしているの、削るところもあるかもしれない。もし何かあれば、また事務局に意見を出してもらいたいと思う。期間としては3月が最後になるのか。

事務局 最終の第7回の審議会は3月中旬～下旬を考えている。

諸橋会長 それを最終回としてこのプランをまとめる。ただ、答申は2月下旬に行うのか。

事務局 先に答申のほうをいただき、3月中に事務局で再度検討したもので策定する。

諸橋会長 そうなると、もうこれを巡って集まる機会はなくなる。意見があれば事務局に出してもらおう。

塚田委員 今の言いつ放しのものを事務局がまとめて、それをチェックしないでそのまま答申でいいのか。

諸橋会長 確認をしないといけない。

事務局 こちらで検討したものを皆様に送って確認をしてもらうか、もしくは会長と副会長に一任してもらい事務局と調整する。

諸橋会長 一度は委員にフィードバックしたほうがいいと思う。それでギリギリまで粘って、あとは会長と副会長でまとめという流れでどうか。

本当はもう1回くらい揉む機会があってもいいと思うが、日程的な問題もあるので、今日までの意見を取りまとめたものを、もう一度、各委員に送らせてもらうので、そこでまた意見等があれば寄せてもらいたい。

3. 答申について

諸橋会長 第7回目の審議会の議題は何か。

事務局 今回決まったものを最後に報告し、パブリックコメントの結果も一緒に報告する。また来年度も審議する予定なので、その日程等についてその段階で決まっているものを報告する。

諸橋会長 我々の審議会は条例に基づいて例えば年次報告、女性相談等様々な事業の報告もしてもらうことになる。その取りまとめは年度内に出るのか。

事務局 年度内には難しいので、来年度の第1回の時にまとめたものを出し、審議してもらう。

諸橋会長 もらうのは昨年度ではなく一昨年度の評価か。

事務局 平成17年度のものになる。

諸橋会長 分かりました。次期の推進審議会はどんなことがテーマになるのか。

事務局 これからテーマが確定され、その内容を検討したいと思うが、今の段階ではまだ決まっていない。

諸橋会長 せっかくある審議会なので、何か目玉がほしい。

事務局 もし次回の審議会の時に意見をもらえればそれを基に検討する。

諸橋会長 例えば和光市における施策の現状、DV、相談、苦情処理等といったものがどういうふうに動いているかまだ十分に把握していないので、そのあたりのデータをもらったり話し合ったりできると思う。

では次回の時間について、先ほど3月中旬～下旬ということだったが、いつ頃の開催がいいか。

日程調整

では第7回は3月27日午前10時からということで、よろしく願いしたい。

他に報告等はあるか。

事務局

今日意見をいただいた内容については事務局で検討した後、委員に一度戻し、答申ということにする。

諸橋会長

それではこれで第6回の男女共同参画推進審議会を終わる。

閉会